最終更新日：2017年6月30日

酒井重工業株式会社
代表取締役社長 酒井　一郎
問合せ先：管理部長 吉川 孝郎
証券コード：6358
http://www.sakainet.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、道路建設機械事業を通じて世界の国土開発という社会事業に貢献することを目的とし、社会倫理に基づく「誠実で正しい姿勢」を常に追求しつつ、公明正大な自由競争の中で、世界のお客様から選択される社会的存在意義のある企業を目指しております。当社はこの理念を平成19年6月制定の企業行動憲章の中で明確化し、ホームページ（以下ＨＰと記載）上に開示しております（http://www.sakainet.co.jp/ir/houshin/kensyo.html）。この方針に基づき、株主の皆様やお客様をはじめとする全てのステークホルダーの方々との良好な関係を築くことができるように、平成27年に「コーポレート・ガバナンス基本方針」（http://www.sakainet.co.jp/ir/item/cg_2015_kihon_housin.pdf）を策定し、更なるコーポレート・ガバナンスの向上を図っていく所存です。

当社の取締役会は、業務執行取締役11名、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、月1回の定例取締役会において、業務の執行状況をはじめとする重要事項を十分に審議することで、会社の業務執行の決定と取締役の職務執行の監督を実施しております。

当社の監査等委員会は常勤監査等委員1名と社外取締役である監査等委員2名で構成されております。各監査等委員は、取締役会のメンバーとして定例取締役会の討議・議決に参加する他、監査等委員会として内部監査担当もしくは会計監査人と連携をとって監査業務を行い、業務執行取締役の業務執行の妥当性・適法性を幅広く検証するなどの経営監視を実施しております。

その他、顧問契約を結んでいる弁護士より必要に応じた法律問題全般について助言と指導を受けております。会計監査人であるＰｗＣあらた有限責任監査法人とは通常の会計監査の他、その過程において会計全般についてのアドバイスを受けております。

そして、会社機関運営及び経営業務執行の中核である取締役会及び代表取締役が、企業行動憲章に則り、忠実義務と社会倫理に基づいた誠実で正しい経営姿勢を追及する中で、適法かつ有効な業務執行決定と業務執行監督を行うことによって、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

・補充原則1－2－4議決権の電子行使・招集通知の英訳

当社の2017年3月末時点での外国法人等の持株比率は13.21%のため、業務効率を勘案し、議決権の電子行使のための環境作りや招集通知の英訳については今後外国法人持株比率が安定的に20%を超えた時点で実施を考えることと致します。

・原則3－1(i)経営理念等・経営戦略・経営計画、補充原則4－1－2中期経営計画の進捗の説明、原則5－2経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、経営の基本理念を表すものとして、社是及び企業行動憲章（当社ＨＰ参照）を制定しており、それを社内向け冊子の配布等によって周知徹底しております。当社としての中期的な経営戦略・対処すべき課題については、事業報告に記載しているとおりですので、当社ＨＰ（http://www.sakainet.co.jp/ir/stock/soukai.html）をご参照下さい。当社では、中期的な経営方針についても、ＩＲ資料の中で説明していくことと致します。当社の経営戦略の進捗については、その時々の客観的経済環境を踏まえ、随時ご説明していく所存です。

当社事業報告の「剰余金の処分に関する基本方針」（http://www.sakainet.co.jp/ir/stock/dividend.html）にも記載しているとおり、当社グループは道路建設機械の製造・販売という公共性の高い業種に携わっており、長期にわたる安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定的な配当の継続を重視するというのが当社配当政策の基本方針であります。この業界において避けることができない外部環境による業況の振れに対する強固なバッファーを確保するため、約50%程度の自己資本比率を維持しながら、将来のための研究開発投資・設備投資・株主還元の三者のバランスをとっていくというのが資本政策の基本方針です。安定配当維持の方針のもと、業績が下振れした際にも中期的な安定性に配慮しつつ、株主還元を継続してきた実績は、当社の過去の対応を見れば投資家の皆様に理解して頂けるものと考えております。

・原則3－1(iii)取締役の報酬決定の方針と手続、補充原則4－2－1健全なインセンティブとしての取締役報酬

取締役の報酬は、従業員給与の延長線上の基本報酬と当期業績を反映した期末賞与並びに使用人兼務役員の使用人賞与で構成されております。業績連動報酬・株式報酬について検討を行った結果、前者は当社のような業態においては適切なインセンティブとはなりにくいと判断しましたが、後者については取締役が中長期的視野にたった経営判断を促し、株主との価値共有を促進するという面でより適切であるとの判断から譲渡制限付株式報酬の導入について検討を進め、平成29年6月29日開催の定時株主総会で譲渡制限付株式報酬枠の設定が承認可決されました。なお、非居住者である取締役に対しては、譲渡制限付株式に代わってファントム・ストック報酬を導入することとしております（譲渡制限付株式報酬の内容については、「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(http://www.sakainet.co.jp/news/item/20170526jyotoseigen.pdf)をご覧下さい）。

・原則5－1株主との建設的な対話に関する方針

当社は、重要なステークホルダーである株主との中長期的な企業価値の向上のための建設的な対話を重視しており、そのための体制の整備を進めて参ります。ＩＲ担当取締役として常務取締役富取幸彦を任命し、その指揮の下に管理部・経営企画部等のスタッフによって構成されるＩＲ室を設置致しました。平成28年11月を第1回として、半年ごとに決算説明会の開催を始めており、多くのアナリストの方々のご参加をいただいております。（説明会で使用した資料については、当社ＨＰ(http://www.sakainet.co.jp/ir/library/presentation.html)に掲載しております）。その場で質疑応答を行うとともに、個別の株主の方々からのご照会に対しましても、ご照会の内容・保有株式数・保有年数等を考慮しつつ、適切に対応させて頂きます。なお、対話の場で頂いた株主のご意見等は、取締役会の場で役員全員にフィードバックを図っていきたいと考えております。なお、株主との対話は、当社の内部者取引防止規則に則った形で行われるように、適切な情報管理を図って参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

・原則１－４　いわゆる政策保有株式
　当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、取引先の株式を取得し、保有することがあります。取引先の株式は、取引関係の強化や当社の事業発展に資すると判断する限り、原則として保有し続けますが、その内容については毎年検証を行い、適宜見直しを行っております。放置すれば株主価値が大きく毀損されるような事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合等を除き、保有株式に係る議決権の行使は、取引先との協働関係強化に生かす方向で行うことを原則と致します。なお、当社の「政策保有株式に関する方針」、「政策保有株式の議決権行使基準」については、当社ＨＰ（http://www.sakainet.co.jp/ir/item/cg_2015_kabusiki.pdf）（http://www.sakainet.co.jp/ir/item/cg_2015_kabusiki_giketu.pdf）をご参照下さい。
　なお、上記の「政策保有株式に関する方針」（http://www.sakainet.co.jp/ir/item/cg_2015_kabusiki.pdf）に則り、取締役会において主要な政策保有株式の現状に関する資料をもとにして保有の妥当性について議論を行い、各銘柄について株主価値を毀損するような事象、あるいはコーポレート・ガバナンス上重大な問題が生じていないかを確認したうえで、当初の保有目的の現状を検討し、各主要な政策保有株式につき、保有を継続することを決定致しました。

・原則１－７　関連当事者間の取引
　取締役による競業取引と利益相反取引については、当社の取締役会規程で当該取引に係る重要事項の取締役会に対する開示と取締役会の承認を義務づけております。
　なお、2017年3月末現在、当社には保有株式数が１０％を超える主要株主は存在しておりません。

・原則３－１(i)経営計画・経営戦略
　上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照下さい。

・原則３－１(ii)　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
　当社は上記Ⅰ．１のとおり、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を策定し、それをＨＰ（http://www.sakainet.co.jp/ir/item/cg_2015_kihon_housin.pdf）に開示しておりますので、ご参照下さい。

・原則３－１(iii) 取締役の報酬の決定方針と手続
　上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照下さい。

・原則３－１(iv)　取締役の指名の方針と手続
　取締役の指名の方針と手続については、当社の規程上、取締役候補者に関する議案を独立社外取締役を含む取締役会で審議し、その承認を得ることとしております。当社の独立社外取締役には、人格識見に優れ、客観的立場から意見を述べられる人物を選任しております。

・原則３－１(v)　取締役の選任・指名についての説明
　当社の取締役は監査等委員である取締役を除き、その任期は1年となっております。各取締役の指名の理由については、当社第69回定時株主総会招集ご通知に記載しており、TDnet及び当社HPに掲載しておりますのでご参照下さい（http://www.sakainet.co.jp/ir/stock/soukai.html）。

・補充原則４－１－１　経営陣に対する委任の範囲の開示
　当社は平成27年6月の定時株主総会で監査等委員会設置会社となり、その際に会社法399条の13第5項・第6項に基づき、重要な業務執行の全部または一部を業務執行取締役に委任できるよう定款を変更しております。当社は新定款に基づいて取締役会規程を変更し、取締役会決議事項のうち、重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財、支配人その他の重要な使用人の選任及び解任、支店その他の重要な組織の設置・変更及び廃止、社債の募集に関する事項、その他取締役会設置会社における取締役会の決議事項については、代表取締役に委任できる旨を取締役会で決議しております。

・原則４－８独立社外取締役の複数選任
　当社は、平成29年6月の定時株主総会で、吉川實・徳永隆一の両氏を監査等委員である独立社外取締役に選任しております。

・原則４－９　社外取締役の独立性判断基準と選定
　当社は取締役候補者指名に関する方針と手続の附則として社外取締役の独立性判断基準を制定し、ＨＰ（http://www.sakainet.co.jp/ir/item/cg_2015_yakuin_simei_fusoku.pdf）に開示しております。

・補充原則４－１１－１　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
　当社の取締役会は、定款上業務執行取締役15名以内、監査等委員である取締役4名以内（注：現在は業務執行取締役11名、監査等委員である取締役3名）で構成され、これは実効性ある経営体制及び取締役会における実質的議論を確保するために必要かつ適切な人数であると考えております。また、社内取締役は開発・製造・販売・サービス・管理等、各業務部門における豊富な経験を有し、社外取締役は経営者としての長い経験に基づく知見、業界団体における知見を有しており、各人の知識・経験・能力はバランスが取れ、かつ多様性も十分に確保されているものと考えます。なお、当社方針（http://www.sakainet.co.jp/ir/item/cg_2015_yakuin_simei.pdf）におきましても、取締役候補者選定にあたっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性について考慮することが規定されております。

・補充原則４－１１－２　役員の兼任状況
　従来より役員の兼任状況については事業報告に記載しております。事業報告は定時株主総会招集ご通知にも記載しておりますので、下記リンク先をご参照下さい（http://www.sakainet.co.jp/ir/stock/soukai.html）。

・補充原則４－１１－３　取締役会の実効性についての分析・評価
　昨年に引き続き、社外取締役を含む当社全取締役を対象として、取締役会の運営・経営の課題についてのアンケートを行い、結果分析に基づく討論会を行いました。昨年行ったアンケートにあった業務執行機関としての取締役会の実効性に関する質問よりも、今年はむしろ定例取締役会で時間をとって議論しにくい課題についての各取締役の意見を聴取し、年度後半に予定されている取締役意見交換会の場で議論を集約していく予定です。当社としては、引き続き取締役会が当社の戦略決定のうえで実効性をあげられるような機関となるよう継続的に改善を進めていく所存です。

・補充原則４－１４－２　取締役のトレーニング方針の開示
　当社は、監査等委員を含む取締役が、その役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング及び情報提供を実施致します。具体的には、取締役が新たに就任する場合には、法律・コーポレートガバナンス・財務会計知識等に関する専門家による講義や研修への参加等を当社の費用において行い、就任後も業務に関連する法改正や経営課題について必要な情報提供を行って参ります。また、社外取締役が新たに就任する場合には、当社の事業内容について適切に講義を行います。本年は9月に全取締役を対象として外部セミナーの受講を計画しております。

・原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針
上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照下さい。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社みずほ銀行	2,099,981	4.92
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,099,726	4.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,804,000	4.23
日本生命保険相互会社	1,507,215	3.53
第一生命保険株式会社	1,485,437	3.48
酒井 一郎	1,111,640	2.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,085,000	2.54
ニチレキ株式会社	816,000	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	733,000	1.71
ＣＢＮＹ　ＤＦＡ　ＩＮＴＬ　ＳＭＡＬＬ　ＣＡＰ　ＶＡＬＵＥ　ＰＯＲＴＦＯＬＩＯ	702,000	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
徳永 隆一	その他											○
吉川 實	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
徳永 隆一	○	○	―――	【選任理由】 徳永隆一氏は、社団法人日本建設機械工業会における長年の経験から、世界の建設機械業界に関する豊富な知見を有しており、この分野を中心とした幅広い識見を当社の監査に反映していただくため。 【独立役員指定理由】 徳永隆一氏は、当社と取引関係等の利害関係はなく、独立性を有していることから、独立役員として指定しました。

吉川 實	○	○	吉川 實氏は、過去に当社主力取引金融機関であるみずほ銀行の役員を務めた経験を有するが、平成15年にみずほフィナンシャルグループを退社後、すでに10年以上の期間が経過しており、もはや出身銀行の意向に左右される立場にないものと判断しています。みずほ銀行は、当社の主力取引金融機関のひとつであり、同行からの借入は当社借入残高の30～40%程度を占めていますが、当社はみずほ銀行だけでなく複数の金融機関と継続的に取引を行っており、中でも三菱東京UFJ銀行からの借入は当社借入残高の30～40%のシェアであり、当社はみずほ銀行だけに過度に依存している状況にはありません。当社は恒常的に50%超の高い自己資本比率を維持しており、手元流動性も高く、実質的に銀行借入に依存している状況にはありません。	【選任理由】 吉川 實氏は、みずほ銀行退社後、ミレニアムリテイリング副社長、協和発酵ケミカル(現KHネオケム)会長の役職を歴任しており、事業統合・MBO等、当社が経験していない広範かつ豊富なマネジメント経験を有しており、高い人格・識見とも併せて今後様々なビジネス局面で当社一般株主にとって有益な判断を下す能力があるものと期待しているため。 【独立役員指定理由】 吉川 實氏が相談役を務めるKHネオケム株式会社は、当社と取引関係等の利害関係はなく、独立性を有していることから、独立役員として指定しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役は任命していないが、使用人として内部監査室員6名（兼務を含む）が監査結果を監査等委員会に報告し、必要に応じて監査等委員と協働して監査を行います。なお、内部監査室員は監査業務に関して必要な命令を監査等委員会から受け、その命令に関して取締役及び内部監査室長の指揮命令を受けないものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と定期的会合を持ち、情報の共有化を図るなど緊密な連携を持ち、効率的な監査を実施するよう努めております。内部監査室は、監査等委員会と十分協議のうえで監査計画書を策定し、代表取締役社長の承認を受けています。また、監査結果について取締役会及び監査等委員会に監査実施報告書を提出しております。内部監査室は、会計監査人の実地監査への立会並びに監査報告会に出席して監査に協力し、またその協力を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブは、当該事業年度の業績等を勘案し、役員賞与（報酬）で対応することにしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

1．取締役の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第67回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）総額３億円以内（ただし、使用人部分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について総額３千万円以内と決議頂いております。
平成２９年５月の取締役会において取締役に対する譲渡制限付株式報酬の導入を決定し、同年６月の定時株主総会で譲渡制限付株式報酬枠の設定が承認可決されました。なお、非居住者である取締役は、譲渡制限付株式報酬の代替としてファントム・ストック報酬の対象とします。
また、以上に加え、平成29年６月の第69回定時株主総会で、譲渡制限付株式報酬枠を、取締役（監査等委員を除く）について年間総額89百万円/890千株以内、取締役（監査等委員）について年間総額10百万円/100千株以内と決議して頂いております。

2．平成29年３月期事業年度の取締役15名に対する取締役報酬の支払総額は、208,563千円であります。この他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）として84,545千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

年度監査計画に基づく監査結果を内部監査室員が監査等委員会に報告し、必要に応じて資料収集等の補助活動を行います。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役は、月１回定例取締役会を開催し、業務執行の決定及び各取締役の業務執行の監督を行うほか、原則として月２回常務役員を主体とする経営会議を行って迅速な意思決定に努めております。また、幹部職員による経営企画会議を取締役会開催日の前日に開催し、総合的経営計画の策定及びその執行方針並びに取締役会に付議すべき事項等の審議を行っております。監査等委員は原則月１回監査等委員会を開催し、また定例取締役会に出席して意見を述べるほか、年度監査計画に基づいた事業所監査の結果につき内部監査室から報告を受けております。役員報酬については、開示された役員報酬枠内で、取締役会の審議及び各監査等委員会における協議により、それぞれ決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の業務執行については、当社の業務内容に精通した11名の社内取締役と、２名の社外取締役を含む３名の監査等委員である取締役で構成する取締役会による監督を行っております。取締役会の業務執行に対しては、会計の知識があり当社の業務に精通した者１名、経営の知識を豊富に持つ者１名（社外）、当業界についての深い知見を持つ者１名（社外）の計３名が監査等委員会を構成し、業務の適正性・適法性を監視しております。監査等委員のうち２名の社外取締役は、両名とも東京証券取引所が定める独立役員にも指定しております。このような体制の下、取締役会が重要な業務の一部の執行を業務執行取締役に委任することを可能として迅速な執行を図るとともに、客観的な視点から業務執行への監督を行うコーポレート・ガバナンス体制が構築されているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	・事業報告の内容について取締役会決議を行った後、内容をTDネット、当社ＨＰに掲載しております。 ・平成29年６月29日開催の定時株主総会終了後、株主のご意見を直接伺うために、株主懇談会を開催致しました。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	・経営方針、社是・企業行動憲章、コーポレート・ガバナンス、プレス・リリース（PR情報）、決算・財務情報（決算短信・決算に関するご報告・株主通信等）、株主総会情報を掲載しており、今後とも情報の充実を図る予定です。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・平成19年６月11日制定の企業行動憲章において、当社とその子会社からなる企業グループで働く全ての役員及び社員の行動規範として、すべてのステークホルダーを尊重する旨を宣言しております（http://www.sakainet.co.jp/japanese/ir/kensyo.html）。また、同様の方針を平成27年11月制定のコーポレート・ガバナンス基本方針の中でも確認しております（http://www.sakainet.co.jp/images/ir/cg_kihon-housin.pdf）。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)［当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制］
(会社法施行規則第110条の四第2項第四号、第五号ニ)
1．当社及び子会社の取締役及び職員は、その職務の執行について、法令・定款・社内規定及び企業倫理・社会規範を遵守することを基本とし、その行動規範として企業行動憲章を定め、これを周知徹底させる。
2．コンプライアンス担当取締役を置き、コンプライアンス担当部署を設置する。
3．コンプライアンス担当部署は、諸規定の整備、改訂、文書化を行い、取締役及び職員に対する研修、教育を実施する。
4．法令・定款・社内規定上疑義のある行為等について、職員が直接コンプライアンス担当部署に対して情報提供を行う手段を構築し、運営する。

(2)［取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制］
(会社法施行規則第110条の四第2項第一号)
取締役の重要な意思決定または取締役に対する重要な報告に関しては、その情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存するものとし、これら文書等の保存及び廃棄に関する文書保管保存規程を策定する。
取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3)［当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制］
(会社法施行規則第110条の四第2項第二号、第五号ロ)
1．リスク管理を統括する担当取締役を置き、リスク管理統括部署を設置する。リスク管理統括部署は、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行うとともに、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応を行う。
2．当社の取締役及び各部門の長並びに子会社の取締役は、リスク管理規程に定められた事項並びに各部門及び子会社固有のリスクについて、それぞれの部門のリスク管理を行う。
3．当社の取締役及び各部門の長並びに子会社担当取締役は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

(4)［当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制］
(会社法施行規則第110条の四第2項第三号、第五号ハ)
1．当社及び子会社の取締役会は、事業計画を定めて会社が達成すべき目標を明確化するとともに、当社の部門及び子会社ごとの業績目標とその評価方法を明確化し、部門担当取締役の職務執行が効率的に行われる体制を整備する。
2．意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、当社の重要な事項については経営会議における合議制により慎重な意思決定を行う。

(5)［当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制］
(会社法施行規則第110条の四第2項第五号)
1．当社のコンプライアンス担当部署は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を適切に構築し、運用する。
2．当社のリスク管理統括部署は、当社グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
3．各子会社は、リスク管理規程に定められた事項並びに各子会社固有のリスクについて、それぞれの子会社のリスク管理を行う。
　各子会社の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
4．当社及び子会社は、当社が定める企業行動憲章を始め、情報の保存管理、リスク管理等の諸規程を遵守する。
5．当社の子会社担当取締役は、当社の月1回開催される取締役会において、子会社の事業概況及び財務情報或いは法令等違反・重大なリスク等の報告を行う。
6．重要な事項に関しては、当社職務権限規程及び子会社に関する関係会社管理規程に定める稟議申請を行うことにより、業務の適正を確保する。
7．子会社の調査権に関し選定された監査等委員は、国内子会社の定例取締役会等に出席し、法令・定款及び業務の適正性を監視する。

(6)［監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項］及び［当該使用人の取締役からの独立性に関する事項］並びに［当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項］
(会社法施行規則第110条の四第1項第一号、第二号、第三号)
1．監査等委員会は、内部監査室所属の職員に監査業務に関して必要な命令をすることができる。
2．監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役及び内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

(7)［当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会へ報告するための体制］並びに［前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制］
(会社法施行規則第110条の四第1項第四号イ、ロ、第五号)
1．当社及び子会社の取締役及び職員またはこれらの者から報告を受けた者は、会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生するおそれがあるとき、あるいは役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査等委員会に報告する。
2．監査等委員会に報告・相談を行った取締役及び職員並びの子会社の役職員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする、不利益な取り扱いの禁止を規定化する。

(8)［監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項］
(会社法法施行規則第110条の四第1項第六号)
監査等委員会の監査に係る費用は予め予算化し、会社規定に準拠し、当社に請求できるものとする。また、多額な費用が発生したとき或いはおそれのあるときは、十分な説明または資料を提供し、請求できるものとする。

(9)［その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制］
(会社法施行規則第110条の四第1項第七号)
1．取締役及び職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査が実効的に行われる環境を整備する。

2．監査等委員会と代表取締役等との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを基本方針としており、企業行動憲章において「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する」旨を宣言し、役職員の行動規範として周知徹底を図っております。

また、コンプライアンス・リスク管理担当部署が、平素より本社所在地の特殊暴力防止対策協議会を通じて情報収集と対応力向上に努め、不測の事態には速やかに所轄警察署ならびに顧問弁護士と連携し、解決を図ることとしております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

平成25年5月15日開催の取締役会決議に基づき、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号参照）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、当社の20%以上の株式の取得行為に関する対応策を導入することを決定（平成25年5月15日）付で当社ＨＰにその開示資料を掲載）しております。本件の詳細につきましては、当社ＨＰ（http://www.sakainet.co.jp/）をご参照ください。平成28年6月29日開催の第68回定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の3年間の存続が承認されました。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

●会社情報の適時開示に係る社内体制の概要
1．社内情報の信頼性確保
当社は、内部監査担当が、監査等委員会立会のもと若しくは独自で、社内規程「内部監査規程」「内部監査実施規則」に基づき、会計監査、業務監査、関係会社監査を実施し、取締役及び監査等委員会で監査結果を評価しております。
2．取締役会及び代表取締役への報告体制
当社は、社内外の重要情報を、取締役会及び代表取締役に集約して、評価しております。
3．会社情報の一元管理
当社は、管理部長を情報管理責任者として、金融商品取引法等の諸法令並びに東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に則り、会社情報をスクリーニングし、取締役会及び代表取締役への報告とともに、適時適切に情報開示しております。

●業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（1）内部統制システム全般
当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況は、統制環境の面から会計監査人及び内部監査部門のモニタリングを通じ、内部統制委員会においてその結果の報告が行われました。モニタリング時に指摘された事項は、適切に改善を進めて参りました。
また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っており、全般的に重要な欠陥は無かったと認識しております。

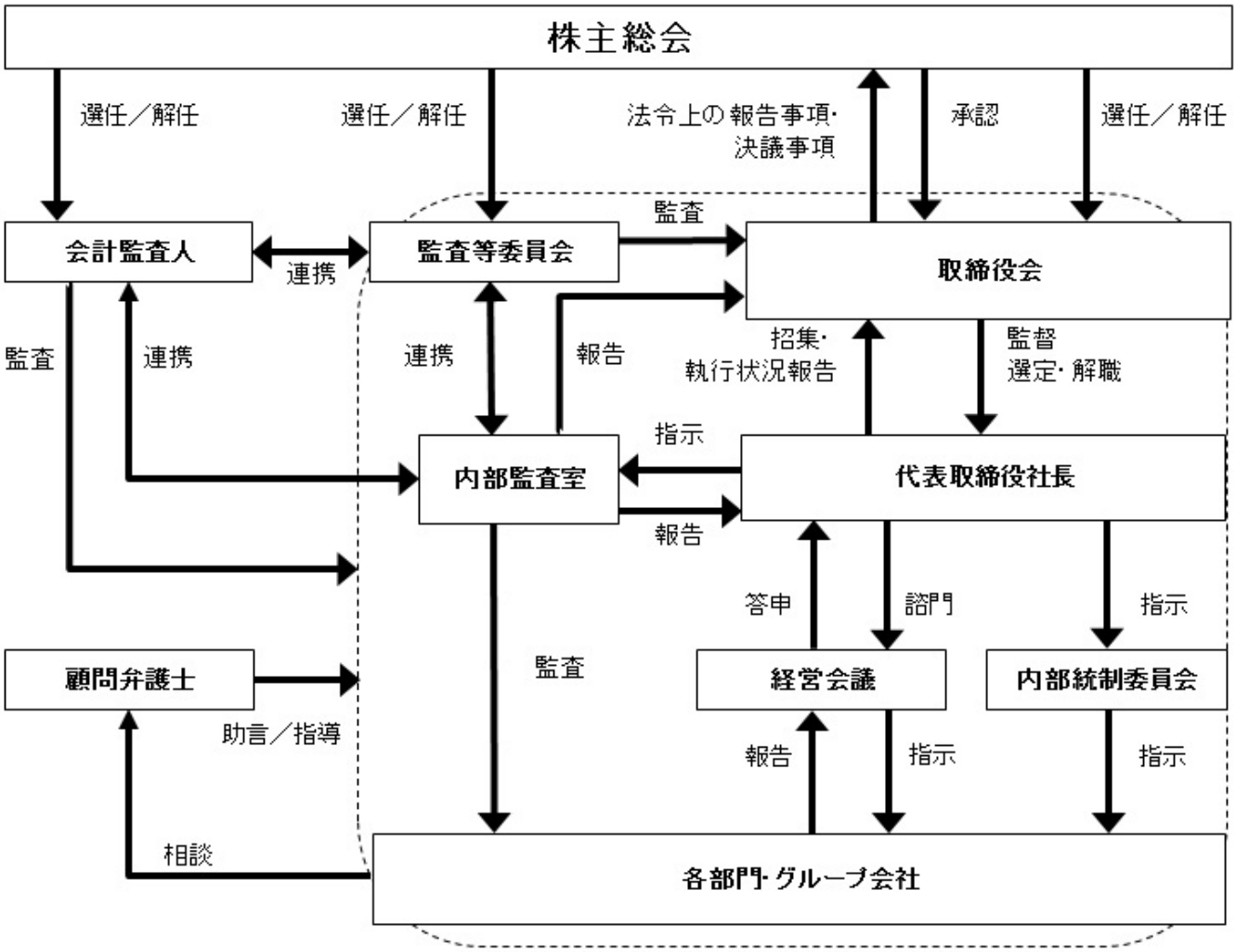
（2）コンプライアンス・リスク管理
財務統制・コンプライアンス・情報セキュリティの3部会から成る内部統制委員会は、全取締役及び部門の長等がメンバーとなっており、当該事業年度において3回開催致しました。
それぞれの部会から経過又は監査結果並びに活動状況報告がなされ、コンプライアンス・リスク管理体制の運用状況の確認・検証を行って参りました。
また、当社が定める「企業行動憲章」を、当企業グループに周知・徹底を行ったほか、コンプライアンス研修及び社内諸規定の見直し・改訂も適切に行って参りました。

（3）当社企業グループにおける業務の適正の確保
当社は、「関係会社管理規程」及びその他の社内規程に基づき、子会社及び子会社担当取締役から、当社の取締役会において事業経営に係る重要な事項である財務・リスク情報等の報告を行っております。

（4）内部監査
内部監査部門が作成した監査計画に基づき、当社及びグループ各社の監査を実施するほか、会計監査人と協働で行って参りました。

（5）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等
取締役である監査等委員は、取締役会に出席するほか、常勤の監査等委員による重要な会議への出席あるいは重要書類等の閲覧をとおし、内部統制の整備・運用状況を確認しております。
これらの活動をとおし監査等委員会は情報の共有化を図り、より実効的な監査を行っております。
また、監査等委員会は、代表取締役等との定期的な会合を当該事業年度において4回開催し、相互の理解を深めるための意見交換を行ったほか、内部監査部門と連携を図り、効果的な監査業務を遂行して参りました。

【コーポレートガバナンス体制】



【内部通報制度の仕組み図)】

